

学校いじめ防止基本方針

沖縄県立八重山農林高等学校

1. はじめに

八重山農林高等学校（以下、当校とする）は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を以下に定める。

2. いじめ防止基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは「当校生徒に対して、当該生徒以外の当校の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(2) いじめ防止等のための対策の基本理念

当校は、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ② いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③ いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

3. いじめ防止等の対策の組織の組織・役割

当校は、いじめ防止等の対策のための組織として、校内に担当組織を設定する。

(1) 担当組織「いじめ防止委員会」

組織長：校長

組織員：教頭、生徒支援部（主任、指導・教育相談班、学年主任、生徒会、養護教諭）その他（担任、発見者、総務主任等）

なお、必要に応じて外部委員、行政等の関係機関の専門家の協力を得る。

(2) 担当組織の役割

① 報告

○いじめに関する事象が発見された場合は、すみやかに管理職に報告する。

すべてのいじめに関する事象について、情報を得た教職員は管理職に報告をする義務がある。いじめに係る情報を一人で抱え込み、管理者に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得ることから、いじめを発見したり通報を受けたりした教職員は、管理者に速やかに報告する。

校長は、学年会・担任による注意・指導で解決を図ることができる事象かどうかを判断し、解決を図ることができる事象ではないと判断した場合は、即時に担当組織を招集し、緊急会議を開催する。

緊急会議では、事実を時系列で整理・記録（いじめ発覚→生徒からの聴取→聴取後の対応→保護者対応→職員会議→対応方針）の確認を行う。

いじめ事象の内容に応じて対応方針を職員会議で決定するが、県教育庁、八重山警察等と連携が必要な事案に関しては、報告相談や通報を行う。なお、通報時には被害者・被害者の保護者の意向を考慮し（警察への報告相談・通報・被害届の提出等）、適切に対応する。

指導後、再発防止についての取り組み（継続的な観察・指導、保護者との連携・行政等関係機関との連携など）を行う。改善が見られなかった場合には、指導方針・体制の再検討を行う。

○該当生徒および保護者等への対応者

※被害生徒・・・教育相談班、養護教諭

※加害生徒・・・指導班、学年会

※保護者・・・教頭、HR担任

※外部機関・・・校長 ※全校生徒・・・学年会、生徒会、総務

② 実態把握

担当組織は、いじめに関するアンケート調査（いじめに関するアンケート、こころサポートアンケート）を原則、毎学期1回実施する。

③ 教職員の取組支援

○ いじめ対策に関する指導資料の活用

担当組織は、いじめの防止・解決にかかわる資料を集め活用方法を教職員に広く紹介する。（いじめ防止等の資料集）

○ 教職員研修の実施

担当組織は、いじめ防止にかかわる研修を実施する。（いじめのない学校づくりの読み合わせ等）

- 生徒共通理解の機会を設ける
生徒の共通理解を適切な時期に実施する。（毎週水曜日の学年会、生徒支援会議、職員会議等）
- インターネットを通じて行われるいじめの防止
担当組織は携帯・インターネット問題の啓蒙活動を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

4. いじめの防止について

(1) いじめの防止のための取り組み

当校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 生徒たちが、いじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ② 人権教育・道徳教育・特別活動を通して、規範意識や集団の在り方等についての学習を深められるように努める。
- ③ 学校生活での悩みの解消を図るために、教育相談週間を毎月計画する。
- ④ 教職員の言動で、いじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑤ いじめ防止等の資料集を活用し、常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ⑥ 教職員研修の充実、いじめ早期発見・相談体制の整備を行う。
- ⑦ 関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。
- ⑧ P T A と連携していじめを許さない、啓発学習等の取り組みを行う。

(2) いじめの早期発見の取り組み

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。

- ① 生徒の声に耳を傾ける。（日常の会話、アンケート調査、個別面談等）
- ② 生徒の行動を注視する。（授業中の行動、出席状況等）
- ③ 保護者と情報を共有する。（電話等の連絡・家庭訪問、保護者会等）
- ④ 関係機関と連携する。（関係機関との情報共有等）

(3) いじめの早期解消の取り組み

いじめに関する事象が発見された場合には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- ① 被害生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② 当該事象を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 校長は事実に基づき、当校の生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ④ 加害生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。

- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥ 当該事象が解消した後も、被害者の保護者と継続的な連絡を行う。
- ⑦ 必要に応じて関係機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

5. いじめに対する措置・連携

いじめに関する事象が発見された場合には、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。加害者の生徒に対して職員会議で教育上必要があると認めるときは懲戒指導等の措置を行うことができる。なお、当該事象の内容に対する措置などの対応判断に迷う場合は、県教育委員会に相談する。

また、当該事象の内容を含め、生徒間暴力・対教師暴力等すべての暴力行為には、県教育庁、警察等と連携し、毅然とした姿勢で組織的な対応を行う。

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応と支援

- 徹底して守り通すことを伝え、不安を除去し安心・安全を確保する
- 信頼できる人間関係の中で、寄り添える体制を築き、心のケアをする
- 今後の対策について、共に考える
- 温かい人間関係をつくる
- 状況に応じて、教育相談等による面談や心のケアを継続して行う

② いじめている生徒への対応

- いじめの事実を確認する。
- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめの背景や要因の理解に努め、状況に応じて、教育相談等による面談や心のケアを継続して行う。
- いじめられている生徒の苦痛を理解できるよう指導する。
- 今後の生き方を考えられるようにする。
- 必要に応じて別室において指導したり、自宅謹慎や停学等を活用し、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- 必要に応じて所轄警察署等とも連携して対応する。

③ 関係集団への対応

- 自分の問題として捉えられるようにする。
- いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- はやし立てる、傍観するなどの行為もいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 望ましい人間関係づくりに努め、集団の一員として自助、共助、公助の気持ちを醸成させ、連帯感を高められるようにする。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努め、好ましい集団生活が送れるよう支援する。

(2) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

- いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去する。
- じっくりと話を聞き、苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
- 状況に応じて、教育相談等による面談やメンタルケアを継続して行う。

② いじめている生徒の保護者に対して

- 迅速に事実関係を伝えとともに、今後の指導法、学校との連携について話しあう。
- いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- 生徒や保護者の心情に配慮する。
- 行動が変わるよう教職員として努力していくよう伝える。
- 保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらおうよう協力を求める。

(3) ネット上のいじめへの取り組み

① ネットいじめとは

「文字や画像を使い特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する」、
「特定の生徒になりすまして社会的信用を貶める行為をする」、
「掲示板等に特定生徒の個人情報を掲載する」
などであり、これは犯罪行為である。

② ネットいじめの予防

- 保護者への啓発・・・フィルタリング、家族内ルール
- 情報教育の充実・・・教科「情報」における情報モラル教育の充実
専門家による情報モラル教育の充実
- ネット社会についての講話（防犯）の実施

③ネットいじめの把握

- ネットいじめの把握・・・被害者からの訴え、閲覧者からの情報アンケートによる情報収集

④ネットいじめへの対応

- 同規定の5、(1)と同様に対応する
- 学校単独で対応することが困難と判断した場合には、県教育委員会と相談しながら対応する。
- 必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求め、生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は直ちに所轄警察署へ通報する。

(4) 警察・福祉・医療との連携

- 心身や財産に重大な被害がある場合
- 犯罪等の違法行為がある場合
- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での生徒の生活環境の状況把握
- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態とは、下記の場合をいう

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

注1) 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

例：児童生徒が自殺企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合
金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合
などのケースが想定される。

注2) 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

注3) 「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から
抜粋

(2) 重大事態の発生と調査（県教育委員会への発生報告を必ず記入すること）

- ① 当該生徒、保護者、教職員、関係する生徒等より聞き取りによる調査
 - いつ（いつ頃から） ○ 誰から行われ ○ どのような態様であったか
 - いじめを生んだ背景事情 ○ 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - 学校・教職員がどのように対応したか 等

(3) 対応の手順

- ① 「いじめ防止委員会」において、いじめを受けた生徒の指導・援助の方策を立てる
- ② 支援の体制及び方針について、全職員で共通理解する。
- ③ いじめを受けた生徒が最も安心できる人間関係のなかで生徒を支援する。
- ④ 担当者の日常的な指導や援助に対して「いじめ防止・対策委員会」でサポートしていく。

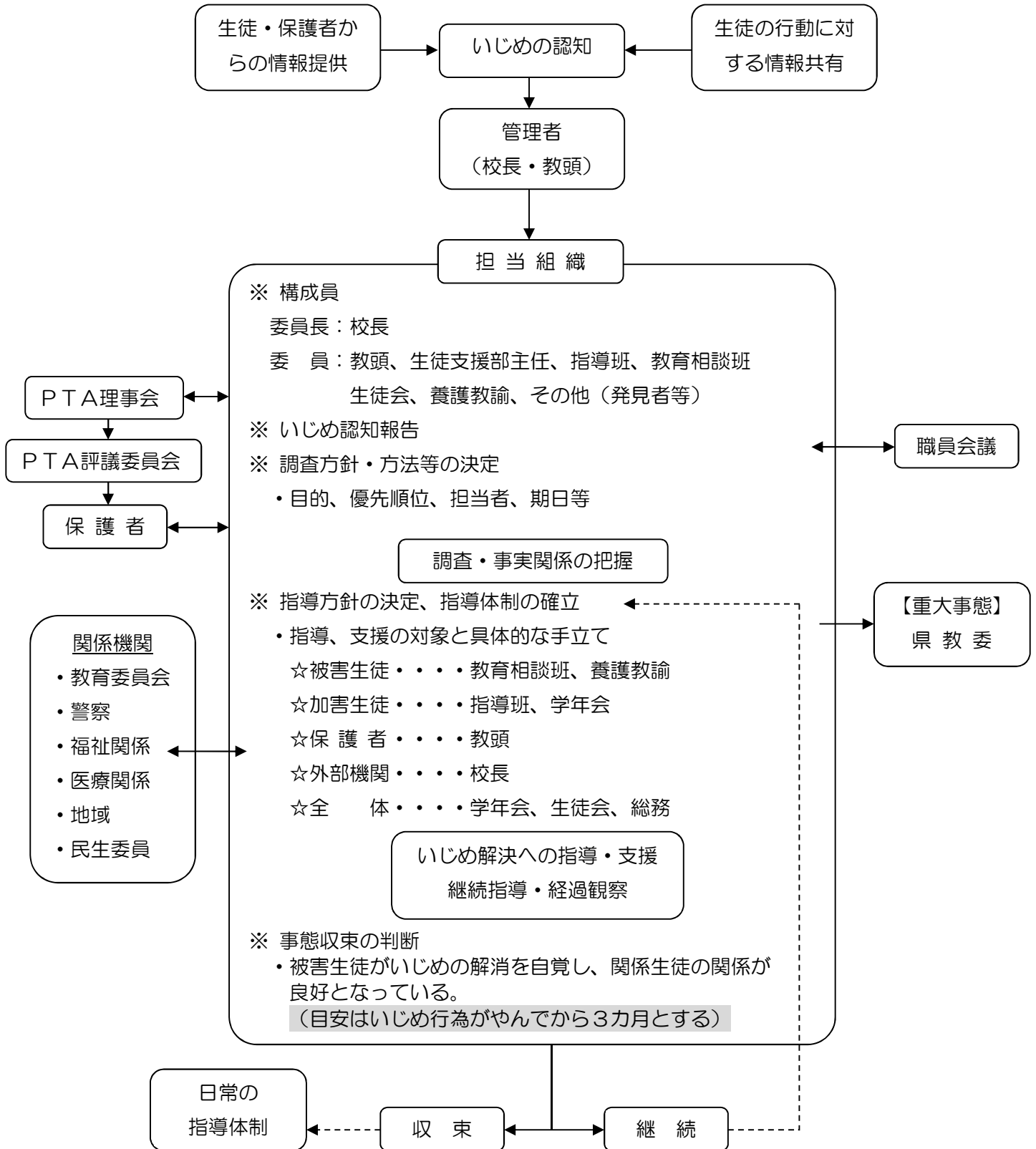
(4) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめ防止委員会は調査結果を教育委員会へ報告し、その後の対応の相談をする
- ② 調査結果を当該生徒及び保護者への説明
- ③ 調査結果の分析、再調査の実施

附則 この方針は平成26年5月22日施行とする。

附則 平成30年12月21日一部改正

組織的対応のイメージ（いじめへの対応）



- 【参考資料】
- ・北海道滝上高等学校「学校いじめ防止基本方針」
 - ・八洲学園高等学校「いじめの防止のための基本的な方針」